

法律の 現場から

108

原発再稼働を 巡って

弁護士法人 名古屋北法律事務所

弁護士 加藤 悠史

4月14日、高浜原発再稼働の差止めを認める裁判所の決定がされました。決定でも書かれています。原発に関する新規制基準は、規制委員会委員長が「安全だということは一時的に上げない。」と発言するほど、安全を確保できるものになっていないのです。それでも国や電力会社は、新規制基準をもとに再稼働を進めています。川内原発では残念ながら差し止めに認められませんでした。原発事故から4年。私たちが事故を風化させず、原子力に頼らない未来

を展望していくことが必要だと改めて感じています。国も電力会社も裁判所も、国民の声を無視することはできません。すでに4年間、原発に頼らず生活できているのですから、原発をなくすことは不可能ではないはずです。

